

第1表(続) (平成十六年分以降用)

# 相続税の申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。		財産を取得した人										財産を取得した人												
フリガナ																								
氏名																								
生年月日		年月日(年齢歳)										年月日(年齢歳)												
住所 (電話番号)		〒 ( - - - )										〒 ( - - - )												
被相続人との続柄	職業																							
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与										相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与												
※整理番号																								
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①											円											
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②																						
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③																						
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④																						
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤																						
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	000											000										
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額												円											
	相続税の総額	⑦																						
	一般の場合	あん分割合 (各人の⑥) (⑧)	⑧																					
	租税特別措置法 第70条の6第2項の規定の適用 を受ける場合	算出税額 (第3表) (⑩)	⑨																					
	相続税額の2割加算が 行われる場合の加算額 (第4表1⑤)	⑪																						
各人の納付還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑯)	⑫											円											
	配偶者の税額軽減額 (第5表⑮又は⑯)	⑬																						
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑭																						
	障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑮																						
	相次相続控除額 (第7表⑯又は⑰)	⑯																						
	外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰																						
	計	⑱																						
	差引税額 (⑨+⑪-⑯又は⑯+⑪-⑯) (赤字のときは0)	⑲																						
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑯)	⑳	00																					
	小計(⑲-⑳) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉑																						
納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉒	00																						
申告期限までに 納付すべき税額 (㉑-㉒)	㉓	00																						
還付される税額	㉔	△																						

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。